

平成 19 年 5 月 8 日

各 位

株式会社オリエンタルランド
(コード番号 4661 東証第 1 部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

現行定款第 2 条（目的）について、子会社を含めた事業の発展、拡大および多角化に備えるため、事業目的を追加し、これに伴い、従来の号数の繰り下げを行うものであります。

現行定款第 5 条（公告方法）について、インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(26) (省略) (新設) (27) 前各号に関する一切の事業</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(26) (現行どおり) <u>(27) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業</u> (28) (現行どおり)</p>
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

以 上